

「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」
のフォローアップ調査（第3回）結果
及び今後の取り組みについて

2023年4月20日



I. 自主行動計画2022年度フォローアップ調査結果

- (1)概要..... P.2
- (2)発注側..... P.3
- (3)受注側..... P.7

II. 今後の取り組み..... P.11

自主行動計画2022年度フォローアップ調査
主要設問・回答一覧..... P.12

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画
(2022年9月20日改定)..... P.21

[参考]下請Gメンのヒアリングに基づく課題分析・改善指摘... P.24

I. 2022年度フォローアップ調査結果 (1)概要

1. 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」

下請中小企業振興法「振興基準」に基づき、会員企業による下請適正取引の推進のため、2019年11月に策定。2021年9月に改定、知的財産の保護等を追加。2022年9月に改定、①労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じること、②約束手形の利用廃止年の明示、③パートナーシップ構築宣言の実施を促す取組等について記載。

2. フォローアップ調査 (第3回)

- 調査期間：2022年10月19日～11月9日
- 調査内容：価格決定方法の適正化、支払条件の改善、働き方改革の影響等 (P.12-20 自主行動計画2022年度フォローアップ調査主要設問・回答一覧 参照)
- 調査企業：日本製紙連合会会員企業31社
※うち1社は子会社分 (3社) も一括して調査しているため、調査票発送は28社。
- 回答企業：21社 (実質24社)、回答率：75.0% (21/28) [前年度78.6%]
- 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第17回取引問題小委員会 (2023年3月17日) にて報告。同委員会では下請Gメンのヒアリングに基づき、業種毎の取引上の課題分析と改善について中小企業庁から指摘された (P.24参照)。

<概観> ※調査対象は、下請法対象外の取引も含む。

発注側

- ① 価格の決定方法について、コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の変動に関し、「概ね反映した」が多数を占め、経済産業省所管47団体の平均よりも高い結果となった。
- ② 原価低減要請について、回答企業21社のうち、原価低減要請を行った企業全社 (17社) が、「客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底した」と回答。
- ③ 支払条件については、「全て現金払い」の回答が20社中15社。また、手形等での支払いがある5社の場合、サイトは「120日以内」 (2社) や「120日超」 (1社) との回答もある。
- ④ 約束手形の利用廃止については、現時点で利用実績のある企業4社のうち、2社が2026年までに廃止、残り2社も時期は未定だが廃止予定としている。

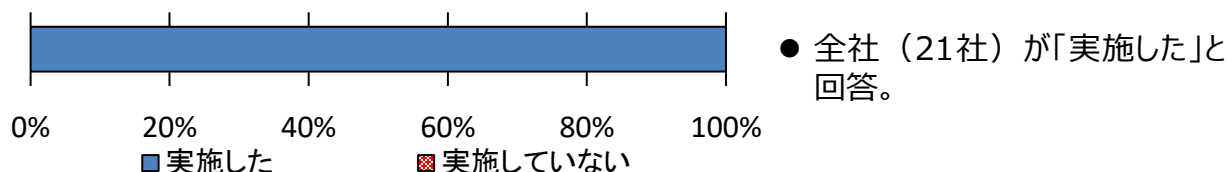
受注側

- ① 価格の決定方法について、コスト変動が「概ね反映された」という回答は、コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格とも全体の半分以上にとどまったものの、経済産業省所管47団体の平均に比べ高い。
- ② ほとんどの企業が、「客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請は受けたことはない」とするも、1社が「受けたことがある」と回答。
- ③ 支払条件は、「全て現金払い」の比率が半数以上を占めるが、手形等が50%以上を占める企業も存在。

I. 調査結果 (2)発注側：価格決定方法の適正化

【価格決定時の協議】

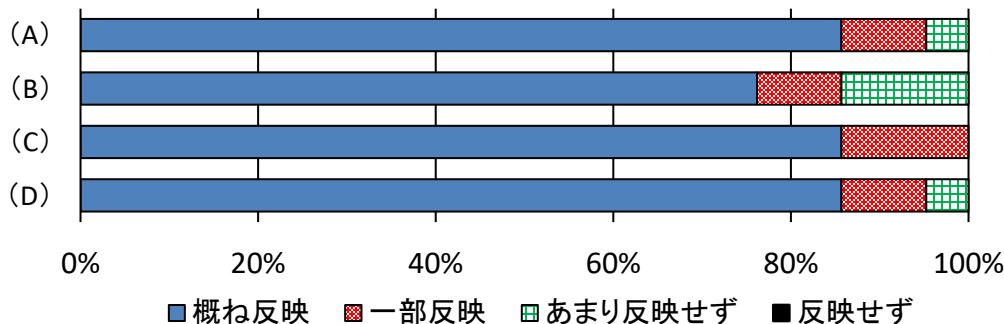
設問 [発注側] 5. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の理解を得られるように十分な協議を実施しましたか。



【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

設問 [発注側] 6-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。

(A) コスト全般 (B) 労務費の変動 (C) 原材料価格の変動 (D) エネルギー価格の変動



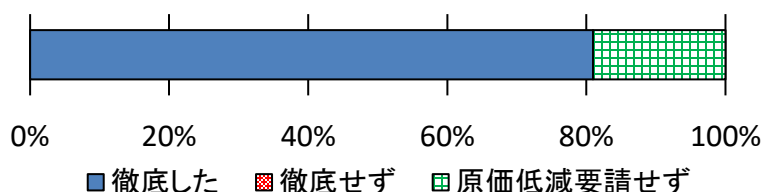
- コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の変動の価格反映に関し、全ての項目について「概ね反映した」が多数を占めた。「反映しなかった」はゼロ。
- 経済産業省所管全団体及び紙・紙加工全体との比較は右表の通り。製紙は全団体平均に比べ、各項目とも「概ね反映した」の比率が高い。

設問[発注側]6-1 「概ね反映」の割合(%)

	全体 (13業種 47団体)	紙・紙加工	
		紙・紙加工	製紙 (製紙連)
コスト全般	63	61	86
労務費	53	57	76
原材料価格	69	75	86
エネルギー価格	56	61	86

【原価低減要請】

設問 [発注側] 7. 直近1年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底できましたか。



- 回答企業21社のうち、原価低減要請を行った企業全社（17社）が、「客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底した」と回答。

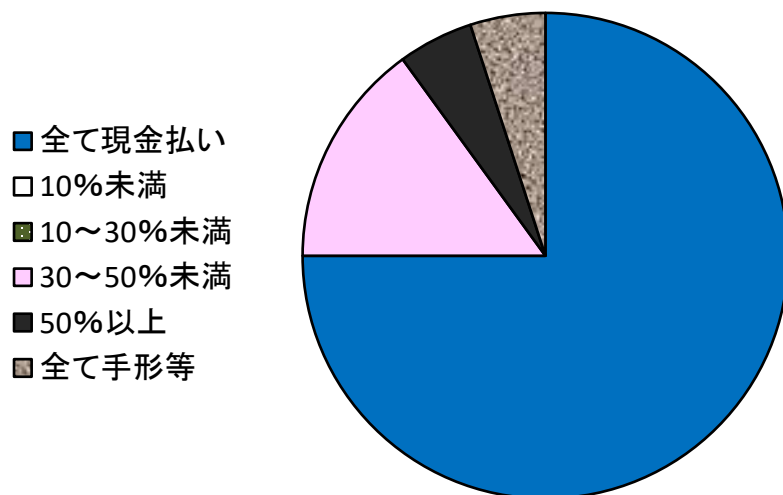
I. 調査結果 (2)発注側：支払条件の改善

【現金比率】

設問 [発注側] 9. 下請代金を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。

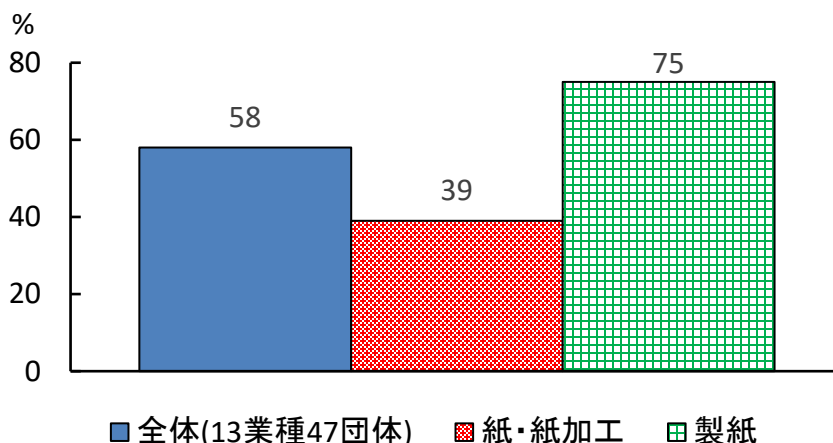
※取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭に回答。

「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含む。



- 回答企業20社中、15社が「全て現金払い」。一方、1社が「手形等が50%以上」、1社は「全て手形等の支払い」と回答している。[前年度は、回答企業18社中、14社が「全て現金払い」と回答。「50%以上」は1社、「全て手形等」はゼロ]
- 「全て現金払い」の割合について、全団体及び紙・紙加工全体との比較は下図の通り。紙・紙加工は全団体平均よりも「全て現金払い」の割合が低いが、製紙（日本製紙連合会）は「全て現金払い」の割合が高い。

設問[発注側]9 「全て現金払い」の割合

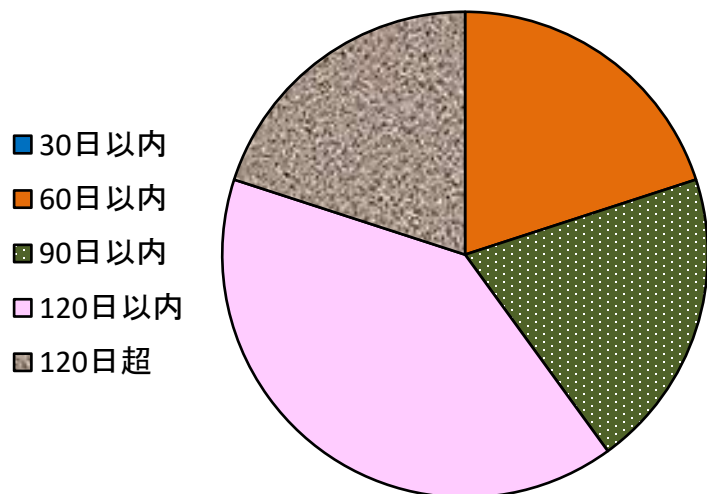


I. 調査結果 (2)発注側：支払条件の改善

【手形サイト】

設問 [発注側] 10. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

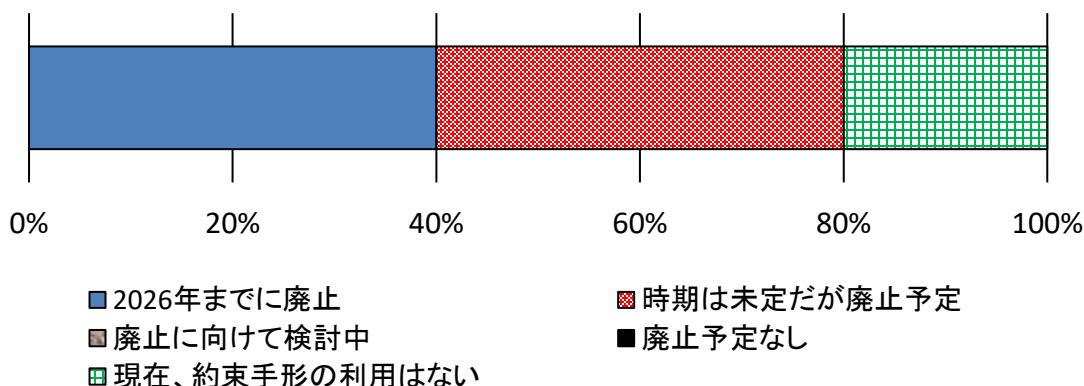
※発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答。



- 発注側の立場で手形等での支払いがある5社の手形サイトは、「60日以内」が1社、「90日以内」が1社、「120日以内」が2社、「120日超」が1社となっている。[前年度は、回答4社のうち、「60日以内」が1社、「120日以内」が3社だった]
- 60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、60日以内に変更する予定があるか（設問 [発注側] 10）については、「2024年までに変更」が1社、「時期は未定だが変更予定」が2社、「変更予定なし」が2社となっている。

【約束手形の利用廃止】

設問 [発注側] 12-1. 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。



- 発注側の立場で手形等での支払いがある5社について、約束手形の利用廃止予定は、「2026年までに利用を廃止する予定」が2社、「時期は未定だが、利用を廃止する予定」が2社、「現在、約束手形の利用はない」が1社となっており、「廃止予定はない」と回答した企業はない。
- 「2026年までに廃止」の割合について、全団体及び紙・紙加工全体と比較すると以下の通り。
※上記設問の回答を「現在、約束手形の利用はない」を除いて再集計。
全団体(13業種47団体)：32%、紙・紙加工：31%、製紙(日本製紙連合会)：50%

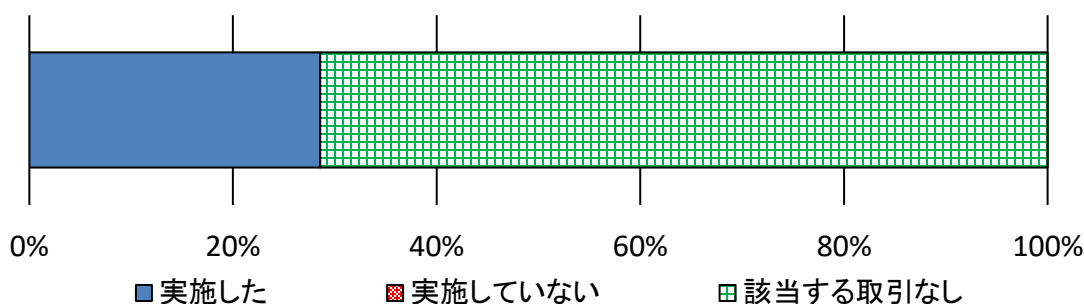
I. 調査結果 (2) 発注側：知的財産／働き方改革

【知的財産】

設問 [発注側] 13-1. 直近1年間で、知的財産権等*を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。

<取組> 仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない／仕入先の知的財産の無断使用を行わない／仕入先の知的財産の対価の否定を行わない／仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない／仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない／仕入先の知的財産の流出を行わない

* 知的財産権等：知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む）

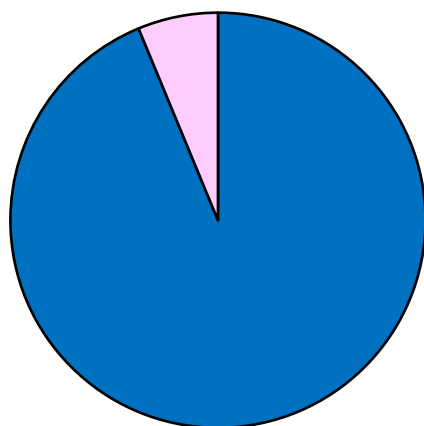


- 知的財産権等を含む取引については、「該当する取引なし」とする回答が多いが、取引があった企業（6社）は全て「適正な取引実現のための取組を実施した」と回答している。

【働き方改革】

設問 [発注側] 15. 貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。

※「特に影響はない」のほか、「急な仕様変更への対応の増加」、「短納期での発注の増加」等から複数回答。



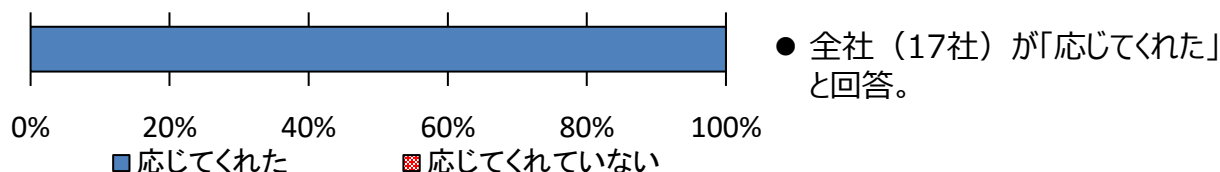
- 働き方改革の影響については、回答16社中15社が「特に影響はない」としている。1社は「急な仕様変更への対応の増加」と回答。

■ 特に影響はない □ その他

I. 調査結果 (3) 受注側：価格決定方法の適正化

【価格決定時の協議】

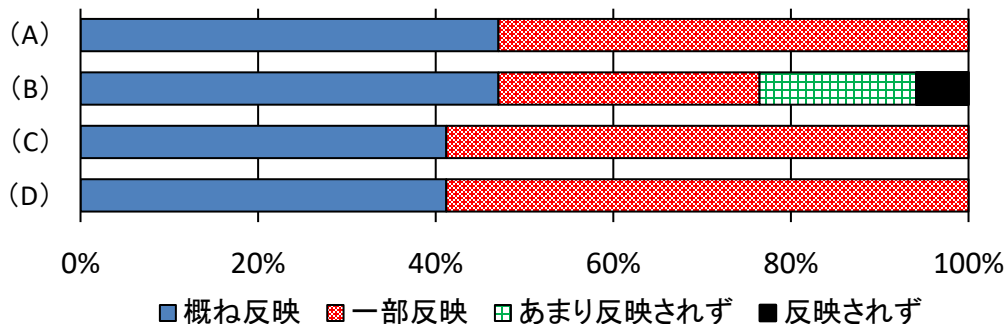
設問 [受注側] 7. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。



【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

設問 [受注側] 8-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

(A) コスト全般 (B) 労務費の変動 (C) 原材料価格の変動 (D) エネルギー価格の変動



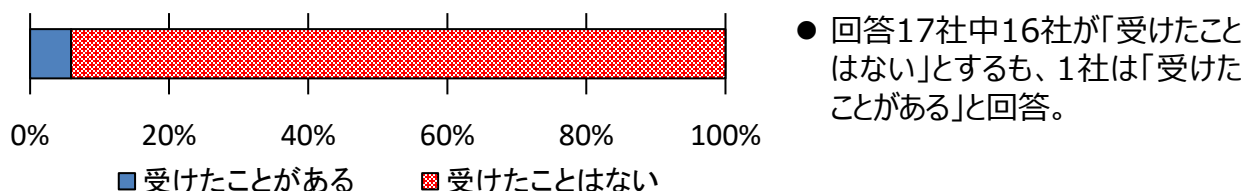
- 「概ね反映された」の割合は各項目とも50%以下。労務費については、「あまり反映されなかった」、「反映されなかった」との回答もあった（それぞれ、3社、1社）。
- 経済産業省所管全団体及び紙・紙加工全体との比較は右表の通り。製紙は全団体平均に比べ、「概ね反映された」の比率が高い。

設問[受注側]8-1 「概ね反映」の割合 (%)

	全体 (13業種 47団体)	紙・紙加工	
		紙	製紙 (製紙連)
コスト全般	29	31	47
労務費	18	15	47
原材料価格	40	39	41
エネルギー価格	23	18	41

【原価低減要請】

設問 [受注側] 10. 直近1年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けたことがありますか。



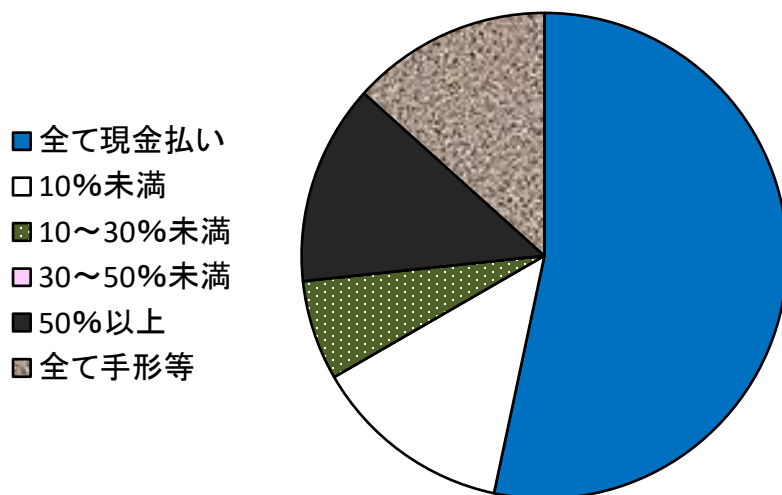
I. 調査結果 (3) 受注側：支払条件の改善

【現金比率】

設問 [受注側] 12. 下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどれくらいですか。

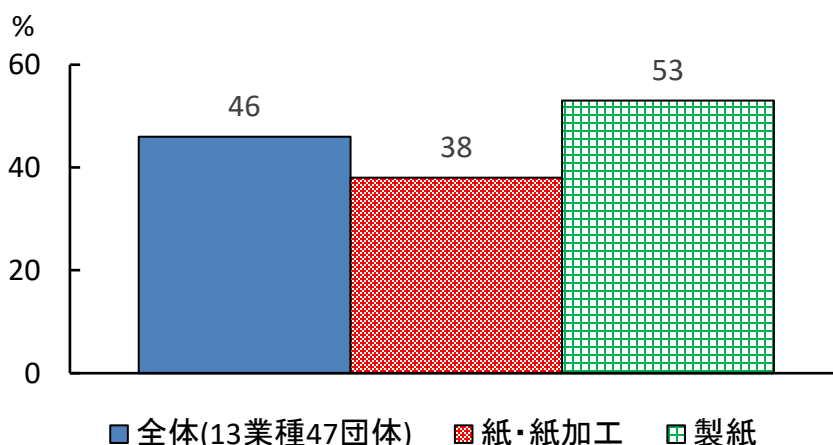
※取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭に回答。

「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含む。



- 回答15社中、半数強の8社が「全て現金払い」。一方、「手形等が50%以上」と「全て手形等の支払い」も各2社となっている。【前年度は、回答6社中、4社が「全て現金払い」と回答】
- 「全て現金払い」の割合について、全団体及び紙・紙加工全体との比較は下図の通り。紙・紙加工は全団体平均よりも「全て現金払い」の割合が低いが、製紙（日本製紙連合会）は「全て現金払い」の割合が高い。

設問[受注側]12 「全て現金払い」の割合

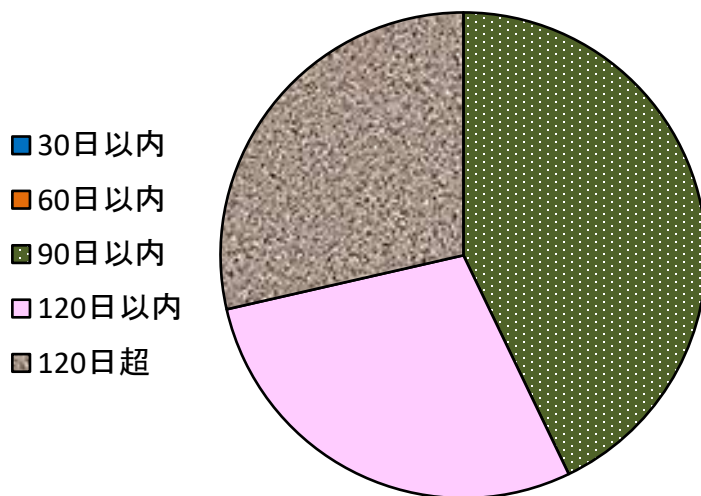


I. 調査結果 (3) 受注側：支払条件の改善

【手形サイト】

設問 [受注側] 13. 下請代金を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

※受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答。

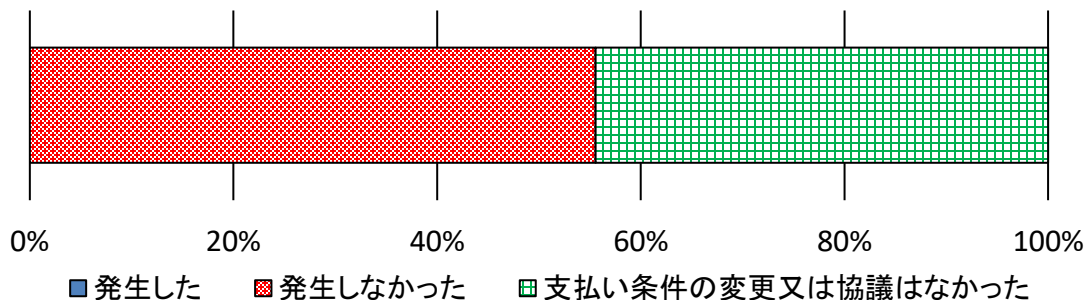


- 回答7社のうち、「90日以内」が3社、「120日以内」と「120日超」が各2社となっている。
[前年度は回答した企業が1社のみ、サイトは「120日超」]

【支払い条件の変更や協議の影響】

設問 [受注側] 14. 直近1年間で、支払い条件の変更*又は協議を行ったことにより、不利益（取引価格の据え置きや割引手数料相当額の減額等）が発生しましたか。

* 支払い条件の変更：約束手形の利用廃止、現金化、手形等の支払いサイト短縮



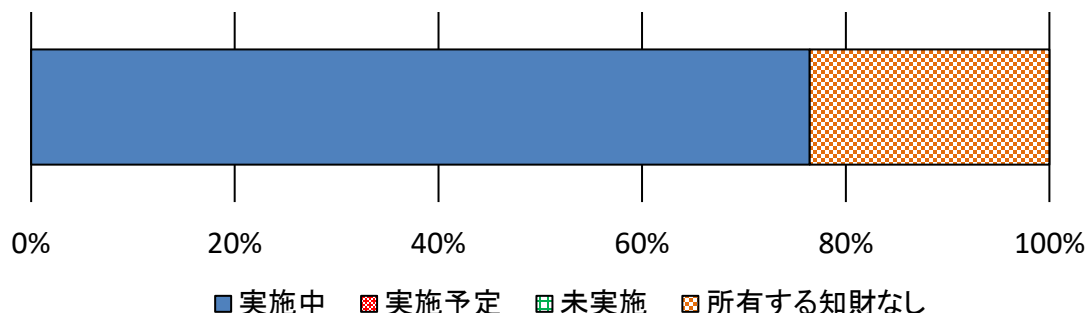
- 支払い条件の変更や協議により不利益が発生したとの回答はない。

I. 調査結果 (3) 受注側：知的財産／働き方改革

【知的財産】

設問 [受注側] 15-1. 自己の保有する知的財産権等*について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか。

* 知的財産権等：知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む）

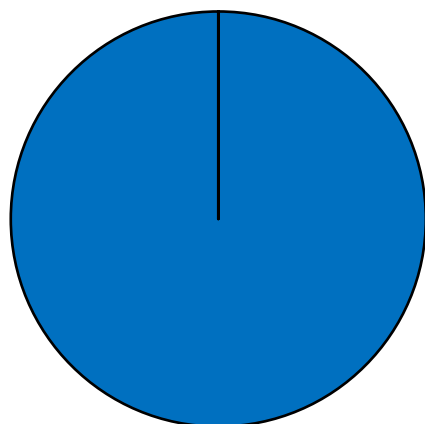


- 回答17社中、「所有する知財なし」が4社。残り13社は知財の管理保護を図っていると回答。

【働き方改革】

設問 [受注側] 17. 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。

※「特に影響はない」のほか、「急な仕様変更への対応の増加」、「短納期での発注の増加」等から複数回答。



- 働き方改革の影響については、全社（17社）が「特に影響はない」と回答。

■ 特に影響はない □ その他

Ⅲ. 今後の取り組み

1. 自主行動計画フォローアップ調査の継続的な実施

- 第2回調査（2021年度）より会員企業全社を対象にフォローアップ調査を実施しているが、次回（2023年度：本年10月頃）以降も全社を対象に調査するとともに、回答率の向上を図りたいので、会員企業各位にご協力をお願いしたい。

2. 重点課題への取り組みの継続

- 2022年度調査によれば、「全て現金払い」の割合は全団体平均よりも高いが、手形等を利用している会員企業には、改めてサイト短縮化、現金払い化、約束手形の利用廃止に向けた取り組みをお願いしたい。
- 価格決定方法の適正化については、会員企業の取り組みは概ね進んでいると考えられるが、引き続き重点課題としてご留意いただきたい。

3. パートナーシップ構築宣言の促進

- 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。
- 「パートナーシップ構築宣言」未実施の企業については、同宣言実施のご検討をお願いしたい。

4. 自主行動計画の改定

- 下請Gメンによるヒアリング結果（P.24参照）に基づく中小企業庁からの改善指摘等を踏まえ、自主行動計画の改定が必要となる。現段階で具体的なスケジュールは未定だが、下請適正取引の推進のため、遅滞なく改定を図っていく。

[主要設問・回答一覧] 回答企業の基礎情報

* 単位は、特記がない限り「～社」。

* 「型管理」等、製紙と関連が薄い設問は省略した。

①取引上の地位[単一回答]	完成品メーカー	18
	1次下請	2
	2次下請	1
	3次下請	0
	4次以下の下請	0
	その他	0

②資本金[単一回答]	1,000万円以下	0
	1,000万円超5,000万円以下	3
	5,000万円超3億円以下	5
	3億円超10億円以下	1
	10億円超100億円以下	3
	100億円超	9

③従業員数 [単一回答]	5人以下	0
	5人超20人以下	0
	20人超50人以下	0
	50人超100人以下	3
	100人超300人以下	7
	300人超	11

④業種(48分類) [単一回答]	パルプ・紙・紙加工品製造業	20
	その他の製造業	1

⑤パートナーシップ構築宣言 [単一回答]	公表している	12
	公表していない	8
	今後、公表予定	0
	わからない	1

[主要設問・回答一覧] 発注側

I. 基礎情報

①業種別ガイドラインや自主行動計画の順守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・撤退しているか[単一回答]			
	浸透・徹底している	浸透・徹底していない	該当部門なし
役員・経営責任者	21	0	-
調達担当者(営業等)	20	0	1
調達以外の現場担当者(納品等)	16	2	3

II. 仕入先(発注先情報)

②継続取引のうち、取引金額が最も大きい仕入先(発注先)の業種 [単一回答]	
パルプ・紙・紙加工品製造業	7
卸売業	5
印刷・同関連業	4
トラック運送業	2
上記以外	3

③取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引内容 [複数回答可]	
自社で販売する物品やサービスの全部または一部の委託	10
自社で使用する物品、設備、サービスの委託取引	3
委託によらない物品やサービスの購入	9
労働者の派遣	2
その他	2

④取引金額が最も大きい仕入先(発注先)の資本金額[単一回答]	
1,000万円以下	3
1,000万円超5,000万円以下	2
5,000万円超3億円以下	4
3億円超10億円以下	4
10億円超100億円以下	1
100億円超	7

[主要設問・回答一覧] 発注側

Ⅲ. 価格決定方法 ※取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係

⑤2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の理解を得られるよう十分な協議を実施したか [単一回答]	
実施した（一部でも実施した場合）	21
実施していない	0

⑥-(1)2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	概ね反映(81-100%)	18
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	0
労務費の変動	概ね反映(81-100%)	16
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	3
	反映せず(0%)	0
原材料価格の変動	概ね反映(81-100%)	18
	一部反映(41-80%)	3
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	0
エネルギー価格の変動	概ね反映(81-100%)	18
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	0

⑥-(2)2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況について考慮したか	
考慮した	17
考慮していない	4

Ⅳ. 原価低減要請、協賛金等

※取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係

⑦直近1年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底できたか [単一回答]	
徹底した	17
徹底していない	0
原価低減要請は行っていない	4

⑧-(1)直近1年間で、仕入先（発注先）に対し、金銭、役務その他の利益の提供を要請したか [単一回答]	
要請した	0
要請していない	21

⑧-(2) 略

V. 支払い条件 ※取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係

*「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

⑨ 下請代金を手形等で支払っている場合、その割合はどのくらいか [単一回答]	
全て現金払い	15
10%未満	0
10-30%未満	0
30-50%未満	3
50%以上	1
全て手形等の支払い	1

⑩ 下請代金を手形等で支払っている場合、サイトはどのくらいか [単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	1
90日(3ヶ月)以内	1
120日(4ヶ月)以内	2
120日(4ヶ月)超	1

⑪ 現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、サイトを60日以内に変更する予定があるか[単一回答]	
2024年までに60日以内に変更予定	1
60日以内に変更する予定はない	2
時期は未定だが、60日以内に変更予定	2
60日を超えるサイトの手形等はない	0

⑫-(1) 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定しているか[単一回答]	
2026年までに利用廃止予定	2
時期は未定だが、利用廃止予定	2
利用廃止に向けて検討中	0
利用廃止予定はない	0
現在、約束手形の利用はない	1

⑫-(2) 略

VI. 知的財産等への対応

⑬-(1)直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施したか[単一回答] <取組> …を行わない 知的財産の提供の強制、知的財産の無断使用、知的財産の対価の否定、一方的に発注者に有利な内容の契約、 不当な知的財産の帰属、知的財産の流出	
実施した	6
実施していない	0
該当する取引なし	15

⑬-(2) 略

VII. 働き方改革への対応

⑭直近1年間で、働き方改革に関する対応の結果、仕入先(発注先)に対し、しわ寄せを生ずることのないように徹底したか [単一回答]	
徹底した	15
徹底していない	1
該当する取引なし	5

⑮働き方改革に関する対応の結果、仕入先(発注先)に対し、どのような影響があったか [複数回答可]	
特に影響はない	15
急な仕様変更への対応の増加	1
上記以外	0

⑯直近1年間で、働き方改革に関する対応、短納期発注や急な仕様変更等を行う場合、適正なコストを負担したか [単一回答]	
概ね負担した(81-100%)	6
一部負担した(41-80%)	0
あまり負担しなかった(1-40%)	0
負担しなかった(0%)	0
該当なし	10

VIII. 型取引の適正化 略

[主要設問・回答一覧] 受注側

I. 基礎情報

①業種別ガイドラインや自主行動計画の順守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・撤退しているか[単一回答]			
	浸透・徹底している	浸透・徹底していない	該当部門なし
役員・経営責任者	17	0	-
調達担当者(営業等)	17	0	0
調達以外の現場担当者(納品等)	14	1	2

II. 販売先情報

②継続取引のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種[単一回答]	
卸売業	8
印刷・同関連業	3
パルプ・紙・紙加工品製造業	2
上記以外	4

③取引金額が最も大きい販売先は、同じ業界団体に所属しているか[単一回答]	
所属している	3
所属していない	13
わからない	1

④取引金額が最も大きい販売先との取引内容[複数回答可]	
販売先が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託	9
販売先が使用する物品、設備、サービスの委託	1
委託によらない物品やサービスの販売	8
労働者の派遣	0
その他	1

⑤取引金額が最も大きい販売先の資本金額[単一回答]	
1,000万円以下	0
1,000万円超5,000万円以下	1
5,000万円超3億円以下	2
3億円超10億円以下	4
10億円超100億円以下	3
100億円超	7

⑥取引金額が最も大きい販売先は、パートナーシップ構築宣言を公表しているか[単一回答]	
公表している	3
公表していない	8
今後、公表予定	0
わからない	6

[主要設問・回答一覧] 受注側

Ⅲ. 価格決定方法

⑦2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じたか[単一回答]	
応じてくれた	17
応じてくれていない	0

⑧販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを労務費、原材料価格、エネルギー価格、その他の費用の4つの費目に分けた場合、費目ごとの原価・コストに占める割合 【各項目の合計が100%になるように回答。割合の算出が困難または不明の場合、「不明」と回答】	
<回答企業(11社)の平均> ※「不明」は6社	
労務費	17%
原材料価格	46%
エネルギー価格	17%
その他の費用	20%

⑧-(1)2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	概ね反映(81-100%)	8
	一部反映(41-80%)	9
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0
労務費の変動	概ね反映(81-100%)	8
	一部反映(41-80%)	5
	あまり反映されず(1-40%)	3
	反映されず(0%)	1
原材料価格の変動	概ね反映(81-100%)	7
	一部反映(41-80%)	10
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0
エネルギー価格の変動	概ね反映(81-100%)	7
	一部反映(41-80%)	10
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0

⑧-(2)2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況について考慮されていたか[単一回答]	
考慮されている	12
考慮されていない	5

⑨コスト上昇分を取引価格に転嫁するために、直近1年間で販売先に取引価格や単価の見直しについて協議の申し入れを行ったか [単一回答]	
販売先に協議を申し入れ、協議を実施	17
販売先に協議を申し入れたが、協議を実施できず	0
販売先に協議を申し入れる必要がなかった	0
販売先に協議を申し入れることができなかった	0
その他	0

IV. 原価低減要請、協賛金等

※取引金額が最も大きい販売先との関係

⑩直近1年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けたことがあるか[単一回答]	
受けたことがある	1
受けたことはない	16

⑪-(1)直近1年間で、販売先から下請代金以外の金銭、役務その他の利益の提供を要請されたか[単一回答]	
要請された	0
要請されていない	17

⑪-(2) 略

V. 支払い条件 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

*「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

⑫下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどのくらいか[単一回答]	
全て現金払い	8
10%未満	2
10-30%未満	1
30-50%未満	0
50%以上	2
全て手形等の支払い	2

⑬下請代金を手形等で受け取っている場合、サイトはどのくらいか[単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	0
90日(3ヶ月)以内	3
120日(4ヶ月)以内	2
120日(4ヶ月)超	2

⑭直近1年間で、支払い条件の変更又は協議を行ったことにより、不利益(取引価格の据え置きや割引手数料相当額の減額等)が発生したか[単一回答]	
発生した	0
発生しなかった	5
支払い条件の変更又は協議はなかった	4

VI. 知的財産等への対応

⑮-(1)保有する知的財産権等について、知的財産権の取得、 秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っているか [単一回答]	
実施中	13
実施予定	0
未実施	0
所有する知的財産等はない	4

⑮-(2) 略

⑯直近1年間で、知的財産権等の取引において販売先から受けた ことのある行為 [複数回答可]	
特になし	13
その他の選択肢(知的財産の無断使用、対価の否定、等)	0

VII. 働き方改革への対応

⑰直近1年間に販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、 受けた影響 [複数回答可]	
特に影響はない	17
その他の選択肢(急な仕様変更への対応の増加、等)	0

⑱直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、 短納期発注や急な仕様変更等を行った場合、適正なコストを 発注側企業(販売先)が負担したか [単一回答]	
概ね販売先が負担した(81-100%)	1
一部販売先が負担した(41-80%)	0
あまり販売先は負担しなかった(1-40%)	0
販売先は負担しなかった(0%)	0
該当なし	16

VIII. 型取引の適正化 略

[参考] 経済産業省所管47団体による「自主行動計画」フォローアップ調査について

- 調査期間：2022年10月～12月
- 自動車・自動車部品、素形材、繊維、紙・紙加工、化学、金属等、13業種、47団体。紙・紙加工は日本製紙連合会と全国段ボール工業組合連合会。
- 調査対象及び回答者数は下表の通り。

	調査対象	回 答	回答率
全体(13業種47団体)	7,940社	2,537社	32%
紙・紙加工	159社	101社	64%
製紙	28社	21社	75%

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2022年9月20日改定)

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、ティッシュ、トイレ紙等の衛生用途と、幅広い需要分野に応じて多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活において不可欠な素材を供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の維持・発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を確立し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが不可欠である。このため、日本製紙連合会の会員企業は、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法という。)及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下、振興基準という。)等を踏まえて、これまで適正な取引に取り組んできた。

経済産業省は、2016年9月に政策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。その中では、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないように徹底するため、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善が重点課題として挙げられている。2020年6月には、新たに知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止が上記政策パッケージの重点課題に追加された。2021年12月には、政府全体の取り組みとして「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が決定され、その具体化として、2022年2月に経済産業省が、価格交渉のより一層の促進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、約束手形の2026年までの利用廃止等を内容とする「取引適正化に向けた5つの取組」を公表している。これらの政策実現に向け、業種横断的なルールの特明確化・厳格化が同省において進められており、振興基準が2022年7月に改正されている。

日本製紙連合会は、振興基準及び「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を踏まえ、下請事業者との取引について、以下の通り自主行動計画を策定し、会員企業による適正取引の推進に取り組む。自主行動計画の遵守状況については、定期的なフォローアップにより、確実な実行を担保する。

I. 適正取引の推進

(1) 発注時の書面交付

会員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項を記載した書面を交付しない場合は、下請法第3条違反となることを認識し、発注時の書面交付を行う。下請法適用対象以外の取引であっても、取引条件の特明確化のため、書面等の交付に努める。

(2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の特明確化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを踏まえ、以下の点に取り組む。

- ① 価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ② 政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じる。
- ③ 会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方向的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2022年9月20日改定)

- ④見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。
- ⑤一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。

(3)コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを認識し、以下の点に取り組む。

- ①契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛したコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。
- ②受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。

(4)「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

(5)支払条件の改善

日本製紙連合会は、約束手形の利用廃止に向け、理事会において、会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

また、会員企業は、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、以下の点に取り組む。

- ①代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
- ②下請代金の支払はできる限り現金によるが、手形等(手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。)により支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、取引先の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。当該協議を行う際は、会員企業と取引先の双方が具体的に検討できるよう、割引料等のコストと下請代金を分けて明示する。下請代金の手形等のサイトは、60日以内を目標として改善に努める。
- ③約束手形の2026年の利用廃止に向けて取り組む。支払側としてだけでなく受取側としても、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、電子的決算手段等、手形の代替手段が取れるよう検討を行う。約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、取引先に対して一方的なコストダウンの要求等は行わない。
- ④支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取り組みを進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。手形等を用いる場合は、そのサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らすよう努める。
- ⑤建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努める。

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2022年9月20日改定)

(6) サプライチェーンの維持に向けた取り組み

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないよう留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。

(7) フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」(2021年3月26日)

(8) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

(9) 知的財産の保護

会員企業は、知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(2021年3月31日付け20210319中庁第6号)」

II. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

(注)2022年9月1日現在、会員企業数31社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数16社(51.6%)。会員企業のうち資本金3億円を超える企業数は17社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数は14社(82.4%)。

III. 自主行動計画のフォローアップ

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

以 上

[参考]下請Gメンのヒアリングに基づく課題分析・改善指摘

- 2017年から下請Gメン（取引調査員）が中小企業庁と各地方経済産業局に配置され、中小企業に対し、親事業者等との間の取引実態についてヒアリングを実施している。下請Gメンは2022年度に従来の120名から248名に倍増、更に2023年1月から300人体制に増員。
- 2022年4月から12月に、下請Gメンは10,127件のヒアリングを実施。2023年3月17日の中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第17回取引問題小委員会にて、同ヒアリングに基づき、業種毎の課題と改善について中小企業庁から指摘された。
- 紙・紙加工品〔取引先の業種で分類。下請業者側の業種ではない〕についての主な指摘を以下に示す。指摘内容については、今後、自主行動計画への反映が求められる。

紙・紙加工品の取引上の課題分析と改善指摘

<調査・集計方法>

下請Gメンが中小企業に対し、「主要な取引先と取引状況等」についてヒアリングを実施（2022年4-12月）。聴取した内容を基に取引先の業種を分類、業種毎に集計。紙・紙加工品については277件の事例を基に分析。

※下請Gメンのヒアリングで取り上げられた事例は、主として紙加工に関するものと見られる。

【価格交渉】

- 取引先上位企業が値上げに応じないことを理由に、価格転嫁が断られたとする事例が見られる。
- ⇒ 労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合には、取引先上位企業にも働きかけつつ、十分な協議が行われることが必要。

【利益提供要請】

- 歩引き、協力金などがあるとする事例が見られる。
- ⇒ 下請事業者に経済上の利益を提供させて下請事業者の利益を不当に害してはならないことを徹底する必要がある。また、要請するときはあらかじめ用途、算出根拠、提供の条件等を明確にして、下請事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意することを徹底する必要がある。下請法、振興法対象外の取引についても、同様とすることが望ましい。

【知的財産の保護】

- 知的財産の侵害のおそれのある事例が見られる。（技術情報等）
- ⇒ 親事業者は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、知的財産を取り扱うことが必要。

【その他】

- 注文書に納品日の指定がなく、在庫負担が発生している事例が見られる。
- ⇒ 納期は発注書面の必要的記載事項であり、親事業者は、下請法および振興法対象外の取引であっても、下請事業者の生産に必要なリードタイムを十分に考慮して発注することが望ましい。